

## 第 30 回 ADR 検討会で提起された制度設計の基本に関する論点

### 1. 法案の基本的な枠組み

基本理念や国等の責務に関し、国等が個別法の規定に基づいて行う紛争解決業務について、どのように考えるか。

認証事業者以外も含む紛争解決事業者全体に係る責務規定について、どのように考えるか。

認証を受けない紛争解決事業者が排除されるのではないかなど、認証制度の導入に関する様々な懸念をどのように払拭するか。

### 2. 認証制度

紛争解決事業者を認証する制度とすべきか、手続実施者を認証する制度とすべきか。

紛争解決事業者を認証する場合、紛争解決事業者を法人等の団体に限定するか否か。

第三者機関を関与させる場合、どのような関与のあり方があり得るか。

### 3. 認証事業者の義務・認証の効果等

認証制度を前提として法的効果を付与することに関する懸念について、どのように考えるか。

弁護士以外の者が手続実施者となる場合の扱いについて、どのように考えるか。

執行力の付与について、その対象となる当事者の範囲等を限定することも含め、どのように考えるか。また、公証人を関与させる方法について、どのように考えるか。